

最高裁秘書第1164号

令和7年4月4日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年3月28日に答申（令和6年度（最情）答申第25号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第20号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年7月25日（令和6年度（最情）諮詢第20号）

答申日：令和7年3月28日（令和6年度（最情）答申第25号）

件名：偶発債務（係属中の訴訟等）集計表（特定年度分）の一部不開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

偶発債務（係属中の訴訟等）集計表（令和4年度）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、偶発債務（係争中の訴訟等）集計表（令和4年度）（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年6月13日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の不開示部分としての「金額」は、令和3年度までの偶発債務（係争中の訴訟等）集計表では開示されていたのであるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び2号イに定める不開示情報には相当しないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、本件対象文書のうち、「金額」欄の情報は、令和3年度までの偶発債務（係争中の訴訟等）集計表においては開示されていたのであるから、法5条1号及び2号イに規定する不開示情報には該当しないと主張する。

しかしながら、偶発債務（係争中の訴訟等）集計表の「金額」は、当該訴訟

等における請求金額を計上しているところ、令和3年度分までとは記載方法が異なり、令和4年度の「金額」欄には、訴訟の目的の価額と同視できる情報を記載している。

そして、訴訟の目的の価額は、その額から申立ての内容が一定程度推知され得るため、法5条1号に規定する個人識別情報又は同条2号イに規定する法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報である。

なお、上記個人識別情報に相当する部分について、いずれも法5条1号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。

したがって、「金額」欄に記載された情報は、法5条1号又は2号イに相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年7月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和6年12月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 令和7年2月21日 審議
- ⑤ 同年3月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書は、令和4年度の偶発債務（係争中の訴訟等）集計表であり、個別の事件ごとに、訴訟名等、金額、事件番号、概要の欄から構成される情報が記載されたものを集計したものである。本件対象文書を見分した結果によれば、原判断において不開示とされた「金額」欄（以下「本件不開示部分」という。）には、いずれも具体的な金額が記載されていることが認められる。
- 2 本件不開示部分の情報は、最高裁裁判所事務総長の説明によれば、訴訟の目的の価額と同視できる情報であるということであるが、これを否定する事情はない。そうであるとすれば、本件不開示部分の情報は、当事者を個人とする事

件のものである場合は、当該個人に関する情報の一部であり、それ自体が個人識別情報である事件番号と一体となって法5条1号に規定する個人識別情報に相当するものである。本件では、本件対象文書の事件番号部分が不開示とされているため、部分開示（取扱要綱記第3の2）の可否が問題となるものの、訴訟の目的の価額は、個別性が高く、年度、序名等の他の情報と照らし合わせると、訴訟当事者である個人の特定に結び付く可能性が否定できず、訴訟の内容が一定程度推知できるという情報の性質に照らしても、開示することにより個人の権利利益が害されるおそれがないとはいえない。したがって、部分開示が可能である場合には当たらない。

また、本件不開示部分の情報が、当事者を法人等とする事件のものである場合についても、上記のとおり、当事者である法人等の特定に結び付く可能性が否定できず、情報の性質に照らして、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に相当するといえるから、同条2号イの不開示情報に相当する。

- 3 これに対し、苦情申出人は、本件不開示部分の情報は、令和3年度までの偶発債務（係争中の訴訟等）集計表では開示されていたから、不開示情報には相当しないと主張するが、最高裁判所事務総長の説明によれば、令和3年度までの偶発債務集計表では、「金額」欄に訴訟の目的の価額と同視できる金額が記載されていなかったということであるから、前提を異にし、苦情申出人の主張する事情は原判断の当否を左右するものではない。
- 4 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長

高 橋

滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕